

野田市告示第 299 号

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 7 項の規定による狂犬病  
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第 8 項の規定により次  
のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 25 日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特 徴
11 月 24 日	野田市船形	ヨーク シャテ リア	茶	メス	小型	成犬、首輪なし、服を着 用（ベージュ、袖と首回 りがヒョウ柄）

上記の犬は令和 3 年 12 月 2 日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）